

町の区域を変更する件

平成27年(2015年)9月17日提出

札幌市長 秋元克広

手稲区手稲山口の一部区域について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定による告示で定める日から、別図のとおり、町の区域を変更し、その区域を次のように定める。

記

手稲区手稲山口の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
星置3条1丁目	星置3条1丁目の全部及び手稲山口の一部

(理由)

手稲区手稲山口の一部区域について、町の区域を変更するため、本案を提出する。

〈別図〉 位置図



道337号

手稲区手稲山口の
一部区域に関するもの

手稲 I.C.

新川 I.C.

札幌西 I.C.

山の平

小別沢

凡例
■ 町界の区域
■ 変更するもの

1:2



